個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	選挙人名簿システム
2	個人情報ファイルに記録され ている本人の数	⊠1,000人以上 □1,000人未満
3	実施機関の名称	平塚市選挙管理委員会
4	 個人情報ファイルを利用する 担当課の名称	選挙管理委員会事務局
5	個人情報ファイルの利用目的	衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の 議員及び長の選挙に関する事務を適切に管理するとと もに、選挙に関する啓発・周知をするため。
6	記録項目	【基本的事項】 □1個人番号、⊠2氏名、⊠3性別、⊠4生年月日、 ⊠5年齢、⊠6住所、□7電話·FAX、 □8メールアドレス、⊠9本籍·国籍、□10顔写真 【心身の状況】
		□11身体状況、□12精神状況、図13介護状況 【家庭状況】 □14親族関係、□15婚姻歴、□16家族状況、 □17居住状況、□18趣味
		【社会生活】 □19学業·学歴、□20職業·職歴、 □21地位·役職、□22資格、□23成績·評価、 □24表彰等
		【経済状況】 □25資産状況、□26収入·所得、□27賦課状況、 □28納付状況、□29口座情報、□30取引状況
		【その他の項目】 図31続柄 図32世帯番号 図33投票 資格の有無 図34投票の有無 図35支援対象者情報 図36点字該当者 図37公職選挙法第11条該当者
7	記録範囲	本市に住所を有する年齢満18年以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に登録されている者(公職選挙法第21条第1項に規定する者)及び本市から住所を移した年齢満18年以上の日本国民のうち、本市に住民票が作成された日か

		ら引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に登録されていた者であって、本市に住所を有しなくなった日から4ヶ月を経過しない者(公職選挙法第21条第2項に規定する者)公職選挙法第44条第3項に基づき、神奈川県の議会の議員及び長の選挙において引き続き神奈川県の区域内に住所を有することの確認を受けようとする者		
8	記録情報の収集方法	本人、市区町村戸籍担当課、他市町村選挙管理委員 会、地方公共団体情報システム機構より収集		
9	要配慮個人情報	⊠含む □含まない		
1 0	記録情報の経常的提供先	選挙管理委員会事務局(裁判員の参加する刑事裁判に 関する法律21条~22条、検察審査会法10条~12条)、 都市整備課(類型答申24)		
11	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)選挙管理委員会事務局 (所在地)〒254-8686 平塚市浅間町9-1		
1 2	個人情報ファイルの種別	図法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 (紙媒体処理ファイル)	政令第21条第7項に 該当するファイル ⊠有 □無	
	行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報ファイルである旨			
	行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及び 所在地			
	行政機関等匿名加工情報の 概要			
	作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受け る組織の名称及び所在地			
	作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をする ことができる期間			
	記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときはそ の旨			

備考	